



埼玉県報

第 2 4 8 0 号
平成 2 5 年 4 月 2 日
火 曜 日

目 次

規則

- [公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例第76条の規定に基づく土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針\(水環境課\)](#)
- [さいたま市及び川越市との委託契約\(保健医療政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [県営土地改良事業柳生地区\(区画整理事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業手子林第三地区\(区画整理事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [埼玉県証紙売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

雑報

- [埼玉県議会議長・副議長選挙\(議会・秘書課\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第345号中訂正\(用地課\)](#)

規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月二日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則一七―二五

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七―四）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

公益財団法人いきいき埼玉
公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
公益財団法人埼玉県下水道公社
公益財団法人埼玉県公園緑地協会
公益財団法人埼玉県国際交流協会
公益財団法人埼玉県産業振興公社
公益財団法人埼玉県産業文化センター
公益財団法人埼玉県消防協会
公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
公益財団法人さいたま緑のトラスト協会
公益社団法人埼玉県農林公社
公立大学法人埼玉県立大学
埼玉県住宅供給公社
埼玉県土地開発公社
埼玉県道路公社
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

別表第二（第二条関係）

一般財団法人さいたま住宅検査センター

一般財団法人地域活性化センター

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会

一般財団法人日本建設情報総合センター

一般社団法人埼玉県計量協会

一般社団法人埼玉県商工会議所連合会

一般社団法人埼玉県畜産会

一般社団法人地方税電子化協議会

公益財団法人けやき文化財団

公益財団法人埼玉県学校給食会

公益財団法人埼玉県健康づくり事業団

公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

公益財団法人日本科学技術振興財団

公益財団法人リバーフロント研究所

公益社団法人地域医療振興協会

公益社団法人日本下水道協会

埼玉県市長会

埼玉県商工会連合会

埼玉県職業能力開発協会

埼玉県信用保証協会

埼玉県町村会

財団法人自治体国際化協会（昭和六十三年七月一日に財団法人自治体国際化協会という名称で設立された法人をいう。）

財団法人地域創造（平成六年九月三十日に財団法人地域創造という名称で設立された法人をいう。）

社会福祉法人恩賜財団済生会

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

社団法人全国競輪施行者協議会（昭和五十一年四月三十日に社団法人全国競輪施行者協議会という名称で設立された法人をいう。）

全国知事会

地方公共団体金融機構

独立行政法人科学技術振興機構

独立行政法人都市再生機構

独立行政法人水資源機構

日本下水道事業団

日本赤十字社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人介護ネット

三 代表者の氏名

福島 清吉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市児玉町長沖二百二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化社会にあつて、安心して老後を迎えることができる地域社会の実現のために、高齢者及び障害者等の市民の生活自立を支援するサービスを提供することを通じて、より良い地域社会の推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百四十号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第七十六条の規定に基づき、土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針を次のとおり定め、平成二十五年七月一日から施行する。

平成十四年埼玉県告示第六百二号（土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針について）は、平成二十五年六月三十日限り、廃止する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針

第1 特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況等の調査

1 土地の改変時における過去の特定有害物質取扱事業所の設置の状況等の調査
埼玉県生活環境保全条例（以下「条例」という。）第80条第1項の規定による土地改変者の調査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1) 特定有害物質取扱事業所又は特定有害物質を取り扱っていた事業所の設置の状況その他の土地の利用履歴

改変予定地の登記簿、過去の状況が分かる地図、航空写真又は過去の土地若しくは建物の所有者若しくは近隣の居住者からの聞き取り等により、特定有害物質取扱事業所の設置の状況等土地の利用履歴について調査すること。

なお、土壌の汚染に関する調査又は浄化対策の実施歴がある場合には、土地の利用履歴に含めること。

(2) 特定有害物質の取扱いの状況

土地の利用履歴等の調査により、過去に特定有害物質を取り扱っていたことが明らかになった場合は、次に掲げる事項について調査すること。

ア 特定有害物質の使用の状況

使用場所、使用目的、使用量（濃度を含む。）、使用方法、使用設備及び使用時期

イ 特定有害物質の保管の状況

保管場所、保管方法、保管量（濃度を含む。）及び保管時期

ウ 特定有害物質の排出の状況

排出経路、処理方法、排出方法（排出ガス、排出水、廃棄物等）及び排出量（濃度を含む。）

エ 事故の状況

特定有害物質に係る事故の内容及び漏えい量等

2 汚染の状況等の調査

条例第77条第1項、第79条第1項又は第80条第2項の規定による土壌又は地下水の汚染の状況の調査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

なお、当該調査は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第3条第1項の環境大臣が指定する者に行わせるものとする。

(1) 特定有害物質の取扱いの状況（条例第77条第1項又は第79条第1項の規定による調査に限る。）

1の(2)に準拠して、調査すること。

(2) 特定有害物質による土壌の汚染の状況

対象地内の土壌について汚染のおそれがあると判明した場合には、特定有害物質による土壌の汚染の状況について、次に掲げる方法により調査すること。

ア 汚染の状況の概況調査

(7) 調査対象物質

調査の対象とする物質(以下「調査対象物質」という。)は、1の(2)又は2の(1)により把握した特定有害物質とする。また、当該特定有害物質以外の任意の特定有害物質を調査対象物質に加えることができる。

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質については、当該特定有害物質が土壌で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質についても調査対象物質とする。

トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン
テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン

(4) 調査対象区域

1の(2)又は2の(1)の情報により、特定有害物質の取扱いの履歴等を把握した対象地を調査の対象とする区域(以下「調査対象区域」という。)とする。調査対象区域における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するための有効な情報を把握し、調査対象物質ごとに、次に掲げる区分に分類する。

a 汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地

b 汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

直接に特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該敷地からその用途が全く独立しているとはいえない土地

- c 汚染土壌が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
 - a 及び b に該当しない土地

(ウ) 調査方法

(イ)で分類した区分により調査対象区域の区画を決定し、特定有害物質の種類ごとに定める方法により調査する。

a 調査対象区域の区画の選定

- (a) 調査対象区域の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10メートル間隔で引いた線により調査対象区域を区画すること。

ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象区域を区画することができる。

- (b) (a)の場合において、区画された調査対象区域（以下「単位区画」という。）であって隣接するものの面積の合計が130平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象区域を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。

- (c) 調査対象区域を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により調査対象区域を分割して試料採取等の対象区域（以下「30メートル格子」という。）とすること。

b 試料採取等の方法

調査対象物質について、次に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ次に定める土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）を行うこと。

特定有害物質	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロ	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素	有機 ^{リン} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）、ポリ塩化ビ
--------	--	--	---

<p>質 の 種 類</p>	<p>ロエタン、1,1-ジ クロロエチレン、 シス-1,2-ジク ロロエチレン、 1,1,1-トリクロ ロエタン、1,1,2- トリクロロエタ ン、1,3-ジクロロ プロペン及びベン ゼン（以下「第一 種特定有害物質」 という。）</p>	<p>及びその化合物、 水銀及びアルキル 水銀その他の水銀 化合物、セレン及 びその化合物、ほ う素及びその化合 物並びにふっ素及 びその化合物（以 下「第二種特定有 害物質」という。）</p>	<p>フェニル、チウラ ム、シマジン及びチ オベンカルブ（以下 「第三種特定有害 物質」という。）</p>
<p>試 料 採 取 等 の 対 象 と す る 区 画</p>	<p>1 (イ)のcに掲 げる土地を含む 単位区画 2 (イ)のbに掲 げる土地を含む 単位区画((イ)の cに掲げる土地 を含む単位区画 を除く。以下「一 部対象区画」と いう。)がある 場合において次 の(1)又は(2)に掲 げる場合の区分 に応じ、当該(1) 又は(2)に定める 単位区画 (1) 30メートル 格子に一部対 象区画が含ま れ、かつ当該 30メートル格</p>	<p>1 (イ)のcに掲げる土地を含む単位区 画 2 一部対象区画がある場合において、 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当 該(1)又は(2)に定める単位区画 (1) 30メートル格子内にある一部対 象区画の数が6以上である場合 当該30メートル格子内にある一 部対象区画のうちいずれか5区画 (2) 30メートル格子内にある一部対 象区画の数が5以下である場合 当該30メートル格子内にある全 ての一部対象区画とする。</p>	

	<p>子の中心が調査対象区域にある場合</p> <p>当該30メートル格子の中心を含む単一区画</p> <p>(2) 30メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30メートル格子の中心が調査対象区域にない場合</p> <p>当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか1区画</p>		
調査種類	<p>土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）</p>	<p>土壌の採取及び当該土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌溶出量調査」という。）</p> <p>並びに土壌の採取及び当該土壌に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌含有量調査」と</p>	<p>土壌溶出量調査</p>

<p>試料採取方法※</p>	<p>試料採取等区画の中心（1の(2)又は2の(1)の調査により当該試料採取等区画において埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成13年埼玉県規則第100号。以下「規則」という。）第64条で定める基準（以下「土壌汚染基準」という。）を超える土壌（以下「基準超過土壌」という。）が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壌中の気体（当該試料採取地点における土壌中の気体の採取が困難であると認められる場合にあつては、地下水）を平成15年環境省告示第16号（土壌ガス調査に係る採</p>	<p>いう。）</p> <p>1 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌（地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。）を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ5センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取すること。</p> <p>(2) (1)ただし書の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。</p> <p>(3) 30メートル格子内にある2以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあつては、当該2以上の単位区画に係る(1)の規定により採取された土壌（(2)に規定する場合には、(2)の規定により混合された土壌）をそれぞれ同じ重量混合すること。</p> <p>2 土壌含有量調査の方法</p> <p>1の(1)から(3)までに定めるところにより、試料採取地点の土壌を採取し、及び混合すること。</p>
----------------	--	--

	取及び測定の方法を定める件)により採取すること。		
試料分析方法	平成15年環境省告示第16号によること。	<p>土壌溶出量調査にあっては平成15年環境省告示第18号（土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件）、土壌含有量調査にあっては平成15年環境省告示第19号（土壌含有量調査に係る測定方法を定める件)によること。</p>	平成15年環境省告示第18号によること。
30メートル格子内における土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が規則別表第23の中欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「地下水基準」という。）を超えるときは、当該試料採取等区画を含む30メートル	30メートル格子内における土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が規則別表第23の中欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「地下水基準」という。）を超えるときは、当該試料採取等区画を含む30メートル	30メートル格子内における土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染基準を超えたときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うこと。	

確定調査※	格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壌ガス調査を行うこと。
-------	---

※ 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、当該欄の規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における任意の地点において行う土壌その他の試料の採取をもって、これらの欄に規定する土壌その他の試料の採取に代えることができる。

イ 汚染の状況の詳細調査

(7) 詳細調査対象区画

アによる汚染状況の概況調査の結果、次に掲げる単位区画が判明した場合には、汚染の深さ及び横への広がりについて、詳細な調査を実施すること。

- a 土壌ガス調査において気体から特定有害物質が検出された単位区画
- b 地下水中の特定有害物質濃度が地下水基準を超えた単位区画
- c 土壌溶出量調査において規則第64条第1号に規定する土壌溶出量に係る基準（以下「土壌溶出量基準」という。）を超えた単位区画
- d 土壌含有量調査において規則第64条第2号に規定する土壌含有量に係る基準（以下「土壌含有量基準」という。）を超えた単位区画

(i) 詳細調査の方法

詳細調査は、次に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ次に定めるボーリング調査を行うこと。

特定有害物質の種類	第一種特定有害物質	第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質
調査種類	土壌溶出量調査。第二種特定有害物質が対象物質である場合は、土壌含有量調査も実施すること。	
調査地点	気体又は地下水から試料採取等対象物質が検出された地点を含む部分ごと	別表第1に掲げる基準値（以下「第二溶出量基準」という。）を超える土壌が

	<p>に、基準超過土壌が存在するおそれが最も多いと認められる地点</p>	<p>存在する単位区画又は特定有害物質が浸透したおそれが多い地点。これ以外の単位区画については、30メートル格子に含まれる基準超過土壌が存在する単位区画のうち、調査対象物質ごとに土壌溶出量又は土壌含有量が最も高くなる単位区画において調査を実施すること。なお、30メートル格子に含まれる基準超過土壌が存在する単位区画の数が2以下であり、かつ隣接する30メートル格子において調査を実施する地点が設定されている場合には、当該30メートル格子内の調査を省略することができる。</p>
<p>試料採取深度</p>	<p>調査地点において、次の土壌（1及び2にあつては、地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。）の採取を行うこと。ただし、汚染の到達深度が確認できない場合は、到達深度が確認できる深度まで試料採取の対象とすること。なお、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質は、土壌含有量又は土壌溶出量がそれぞれの土壌汚染基準を超えないことが連続する2深度で確認された場合は、それ以深において当該項目の調査は要しない。</p> <p>1 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壌）</p>	

	<p>2 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ50センチメートルの土壌）</p> <p>3 深さ1メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）</p> <p>4 帯水層の底面の土壌（地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）</p>
試料分析方法	土壌溶出量調査にあつては平成15年環境省告示第18号、土壌含有量調査にあつては平成15年環境省告示第19号によること。

(3) 特定有害物質による地下水の汚染の状況

(2)の特定有害物質による土壌の汚染の状況の調査に伴い、次のとおり特定有害物質による地下水の汚染の状況について調査すること。

ア 概況調査

調査対象区域内に井戸がある場合には、特定有害物質による地下水の汚染の状況について調査すること。

イ 詳細調査

(2)イの調査において土壌溶出量基準を超えた単位区画が判明した場合には、当該調査対象区域の地下水の汚染の状況を的確に把握できる地点において地下水の汚染の状況（必要に応じて帯水層ごととする。）及び地下水位の状況について調査すること。

地下水の採取に際しては、土壌等の混入、特定有害物質の揮発等に注意して実施すること。

また、調査に際しては、地形図、地質図及び柱状図等から不透水層及び帯水層の状況等を把握して実施すること。

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質について土壌溶出量基準を超えた場合は、当該特定有害物質が土壌で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質についても調査対象物質とする。

トリクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス
-----------	----------------------

	－1,2－ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー
テトラクロロエチレン	シス－1,2－ジクロロエチレン、トランス－1,2－ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー
シス－1,2－ジクロロエチレン	トランス－1,2－ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー
1,1,1－トリクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1,1,2－トリクロロエタン	シス－1,2－ジクロロエチレン、トランス－1,2－ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー

3 今後の土地の利用計画

今後の土地の利用形態、建築物等の配置及び土地の改変の内容について整理すること。

第2 土壌又は地下水の汚染処理計画又は汚染拡散防止計画の策定

条例第78条第1項に規定する汚染処理計画又は第79条第2項若しくは第80条第3項に規定する汚染拡散防止計画は、次に掲げる事項について、それぞれ次に定める方法により策定し、実施するものとする。

1 土壌の汚染の状況

特定有害物質ごとの土壌の汚染の状況の調査結果を整理すること。

2 汚染の処理又は拡散の防止を行う区域

1で整理した調査結果に基づき、次に掲げるところにより定めた範囲を平面別、深度別に処理区域として設定すること。

- (1) 地下水汚染がない場合は、各調査地点の汚染土壌の有無に応じて、汚染土壌の存在する範囲を定める。
- (2) 地下水汚染がある場合は、各調査地点間の地下水中の特定有害物質の濃度を勘案して、汚染土壌の存在する範囲を定める。

3 汚染の処理又は拡散の防止の方法

1及び2により特定有害物質の汚染の状況を把握した区域においては、別表第2の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置等又はこれと同等以上の効果を有すると認められるそれぞれ同表の右欄に定める汚染の除去等の措置を講ずること。

4 汚染の処理又は拡散の防止の措置の開始及び終了予定時期

汚染の処理又は拡散の防止の措置の開始及び終了の予定時期を明らかにする

こと。

5 汚染の処理又は拡散の防止の措置の実施期間中の環境保全対策

汚染の処理又は拡散の防止の措置の実施期間中、周辺環境に支障を及ぼすことがないように、必要に応じて、次に掲げる方法により環境保全上の対策を講ずること。

- (1) 発生ガス及び排出ガス対策並びに排出水対策のための処理施設の設置等
- (2) 汚染した土壌の飛散又は流出の防止のための設備の設置等
- (3) 地下水の揚水等による地盤の沈下の監視
- (4) 騒音、振動、悪臭を防止するための環境保全上の対策
- (5) 汚染土壌の運搬に当たっての当該土壌の飛散又は漏えいの防止措置
- (6) 対象地の周囲の外部から見やすい場所に、汚染の状況並びに汚染処理の区域、方法、開始及び終了の時期、汚染の処理又は拡散の防止の措置の実施期間中の環境保全対策の内容その他の汚染処理計画又は拡散防止計画の内容の概要及び問合せ窓口等についての掲示

6 基準超過土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

基準超過土壌を対象地外へ搬出する場合には、次に掲げる事項について、それぞれ次に定める方法により搬出及び搬出先での処理を実施する。

- (1) 基準超過土壌の搬出
 - ア 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
 - イ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (2) 基準超過土壌の搬出先での処理
 - ア 基準超過土壌を処理する施設の種類の、次に掲げるとおりとする。
 - (ア) 基準超過土壌処理施設（法第22条第1項の許可を受けた施設をいう。）
 - (イ) セメント製造施設（基準超過土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設をいう。）
 - (ウ) 埋立処理施設（基準超過土壌の埋立てを行うための施設をいう。）
 - イ 基準超過土壌を処理する施設への搬出は、次に掲げるところによる。
 - (ア) 当該施設の処理能力を超える基準超過土壌又は当該施設において処理することができない基準超過土壌を搬出しないこと。
 - (イ) アの(ア)に掲げる施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準を超える特定有害物質を含む汚染土壌を搬出しないこと。

(ウ) アの(ウ)に掲げる施設にあっては、第二溶出量基準を超える基準超過土壌（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 4 号に規定する場所で基準超過土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあっては、基準超過土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 6 号）第 4 条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）第 5 条第 2 項第 4 号及び第 5 号の環境省令で定める基準（特定有害物質に係るものに限る。）を超える場合における当該基準超過土壌）を搬出しないこと。

(3) 管理票の交付等

基準超過土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、当該委託に係る基準超過土壌の引渡しと同時に当該基準超過土壌の運搬を受託した者（当該委託が基準超過土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、次に掲げるところにより管理票を交付すること。また、当該基準超過土壌の運搬を受託した者又は処理を受託した者から管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から 5 年間保存すること。

ア 管理票の交付

管理票は、次に定めるところにより交付する。

- (7) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、当該基準超過土壌の搬出先が 2 以上である場合には、搬出先ごとに交付する。
- (4) 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間、保管すること。

イ 管理票の記載事項

管理票に記載する事項は、次のとおりとする。

- (7) 当該委託に係る基準超過土壌の特定有害物質による汚染状態
- (4) 当該委託に係る基準超過土壌の体積
- (ウ) 当該委託に係る基準超過土壌の運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称
- (エ) 管理票の交付年月日及び交付番号

- (カ) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の
氏名
- (カ) 対象地の所在地
- (キ) 法人にあつては、管理票の交付を担当した者の氏名
- (ク) 運搬受託者の住所及び連絡先
- (ケ) 運搬の際、積替え等を行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及
び所在地
- (コ) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (コ) 処理受託者の住所及び連絡先
- (シ) 当該委託に係る基準超過土壌の処理を行う基準超過土壌を処理する施
設の名称及び所在地
- (ス) 当該委託に係る基準超過土壌の荷姿

第3 汚染の処理又は拡散の防止の措置の完了

別表第2の中欄及び右欄に定める措置ごとに、別表第3に定める実施の方法に従って行われたことを確認するものとする。

また、計画に沿って実施した措置が、適正に記録し、保存されていることを確認するものとする。

附 則

この告示の施行の際現に条例第77条第1項、第79条第1項又は第80条第2項に規定する調査に着手している者に対する土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針の適用については、なお従前の例によることができる。

別表第1 第二溶出量基準値

特定有害物質の種類	第二溶出量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.3ミリグラム
シアン化合物	検液1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機 ^{りん} 化合物	検液1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.3ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム1.5ミリグラム
砒 ^ひ 素及びその化合物	検液1リットルにつき砒 ^ひ 素0.3ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水

	銀が検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.3 ミリグラム
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 3 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.3 ミリグラム
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 30 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 24 ミリグラム
備考	この表の右欄に掲げる「検出されないこと。」とは、測定した結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第2 汚染処理等の実施の方法

土地	講ずべき汚染の除去等の措置	講ずべき汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置
1 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準を超過し、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じてい	当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（以下「地下水の水質の測定」という。）。	次項から9の項までの左欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び右欄に定める汚染の除去等の措置

ない土地		
<p>2 土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準を超過し、当該土壤の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	<p>基準超過土壤のある区域の側面に、不透水層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）又は基準超過土壤を当該土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した基準超過土壤を埋め戻すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）。</p>	<p>(1) 当該土地に地下水汚染の拡大を防止するための構造物を設置すること（以下「地下水汚染の拡大の防止」という。）。</p> <p>(2) 基準超過土壤を当該土地から取り除き、又は基準超過土壤の中の特定有害物質を取り除くこと（以下「土壤汚染の除去」という。）。</p>
<p>3 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準を超過し、当該土壤の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>	<p>(1) 基準超過土壤を当該土地から掘削し、当該土地に必要な水密性及び耐久性を有する構造物を設置し、並びに当該構造物の内部に掘削した基準超過土壤を埋め戻すこと（以下「遮断工封じ込め」という。）。</p> <p>(2) 地下水汚染の拡大の防</p>

		<p>止</p> <p>(3) 土壤汚染の除去</p>
<p>4 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準を超過し、当該土壤の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地(前項に掲げる土地を除く。)</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>	<p>(1) 基準超過土壤を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更すること(以下「不溶化」という。)</p> <p>(2) 遮断工封じ込め</p> <p>(3) 地下水汚染の拡大の防止</p> <p>(4) 土壤汚染の除去</p>
<p>5 土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準を超過し、当該土壤の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地</p>	<p>遮断工封じ込め</p>	<p>(1) 地下水汚染の拡大の防止</p> <p>(2) 土壤汚染の除去</p>
<p>6 土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準を超過し、当該土壤の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地(前項に掲げる土地を除く。)</p>	<p>原位置封じ込め又は遮水工封じ込め</p>	<p>(1) 遮断工封じ込め</p> <p>(2) 地下水汚染の拡大の防止</p> <p>(3) 土壤汚染の除去</p>
<p>7 土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤含有量基準を超過している土地(乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されて</p>	<p>土壤汚染の除去</p>	<p>(1) 舗装すること(以下「舗装」という。)</p> <p>(2) 人が立ち入ることができないようにすること(以下「立入禁止」という。)</p>

<p>いる砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって、土地の形質の変更が頻繁に行われることにより次項又は9の項に定める措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるものに限る。)</p>		
<p>8 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準を超過している土地(現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ50センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であって、地表面を50センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの限り、前項に掲げる土地を除く。)</p>	<p>土壌を掘削して地表面を低くし、土壌含有量基準を超過していない汚染状態にある土壌により覆うこと(以下「土壌入換え」という。)</p>	<p>(1) 舗装 (2) 立入禁止 (3) 土壌汚染の除去</p>

<p>9 土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準を超過している土地（前2項に掲げる土地を除く。）</p>	<p>土壌含有量基準を超過していない汚染状態にある土壌により覆うこと（以下「盛土」という。）。</p>	<p>(1) 舗装 (2) 立入禁止 (3) 土壌入換え (4) 土壌汚染の除去</p>
<p>備考</p> <p>1 この表の規定により基準超過土壌を掘削する場合を除き、基準超過土壌が存在する区域において基準超過土壌を掘削するときは、この表の規定にかかわらず、別表第3の5の項の方法により土壌汚染の除去の措置を実施すること。</p> <p>2 知事が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であつて、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものが実施する汚染処理等の方法は、この表の規定にかかわらず、汚染処理等の措置を行う区域内の土壌が土壌溶出量基準を超える場合にあっては1の項に規定する地下水の水質の測定とし、汚染処理等の措置を行う区域内の土壌が土壌含有量基準を超える場合にあっては7の項に規定する立入禁止措置とする。ただし、これらと同等以上の効果を有すると認められる右欄に定める方法により汚染処理等を実施することを希望する場合は、この限りでない。</p>		

別表第3

汚染の除去等の措置の種類	汚染の除去等の措置の実施の方法
<p>1 地下水の水質の測定</p>	<p>(1) 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初1年は4回以上、2年目から10年目までは1年に1回以上、11年目以降は2年に1回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号（地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件）により測定すること。</p> <p>(2) (1)の測定の結果を知事に報告すること。</p>

2 原位置封じ
込め

- (1) 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。
- (2) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、基準超過土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。
- (3) 基準超過土壌のある範囲の側面を囲み、基準超過土壌の下にある不透水層（厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル（岩盤にあつては、ルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。
- (4) (3)の構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。
- (5) (4)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
- (6) 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じ(4)により設けられた覆いの表面を基準超過土壌以外の土壌（基準超過土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準超過土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。）により覆うこと。
- (7) (3)の構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の当該範囲の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。

	<p>(8) (3)の構造物により囲まれた範囲に1以上の観測井を設け、(7)の確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
<p>3 遮水工封じ 込め</p>	<p>(1) 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>(2) (1)により把握された基準超過土壌を掘削し、掘削された基準超過土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合させること。</p> <p>(3) 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部に(2)により掘削された基準超過土壌を埋め戻すこと。</p> <p>(4) (3)により埋め戻された場所を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。</p> <p>(5) (4)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(6) 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ(4)により設けられた覆いの表面を基準超過土壌以外の土壌により覆うこと。</p> <p>(7) (3)により埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。</p> <p>(8) (3)により埋め戻された場所の内部に1以上の観測井を設け、(7)の確認がされるまでの間、雨水、地下水そ</p>

	<p>の他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
<p>4 地下水汚染の拡大の防止</p>	<p>(1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。</p> <p>イ アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第4条第1号ト(1)に規定する排出水基準をいう。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第4条第1号チ(1)に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除すること。</p> <p>ウ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準超過土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。</p> <p>エ ウの測定の結果を知事に報告すること。</p> <p>(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>ア 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に</p>

	<p>適合させるために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。)を設置すること。</p> <p>イ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準超過土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。</p> <p>ウ イの測定の結果を知事に報告すること。</p>
<p>5 土壌汚染の除去</p>	<p>(1) 基準超過土壌の掘削による除去</p> <p>ア 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準超過土壌を掘削し、掘削された場所を基準超過土壌以外の土壌により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、イにより土壌の埋め戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に、土壌の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壌汚染の除去を行う場合にあつては、地下水汚染が生じていない状態を1回確認すること。</p>

	<p>(2) 原位置での浄化による除去</p> <p>ア 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ 土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準超過土壌を掘削せずに行う方法により、アにより把握された基準超過土壌から特定有害物質を除去すること。</p> <p>ウ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、イの基準超過土壌からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された基準超過土壌のある範囲に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。</p> <p>エ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、イの基準超過土壌からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された基準超過土壌のある範囲について、100平方メートルにつき1地点の割合で深さ1メートルからアにより把握された基準超過土壌のある深さまでの1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第19号により測定し、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p>
<p>6 遮断工封じ込め</p>	<p>(1) 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>(2) (1)により把握された基準超過土壌を掘削すること。</p> <p>(3) 当該土地に、基準超過土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。</p> <p>ア 一軸圧縮強度が1平方ミリメートルにつき25ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35センチメートル以上で</p>

	<p>あること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。</p> <p>イ 埋め戻す基準超過土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。</p> <p>ウ 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。</p> <p>(4) (3)により設置した仕切設備の内部に、(2)により掘削した基準超過土壌を埋め戻すこと。</p> <p>(5) (4)により土壌の埋め戻しを行った後、(3)の開口部を(3)アからウまでの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。</p> <p>(6) (5)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(7) 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ(5)により設けられた覆いの表面を基準超過土壌以外の土壌により覆うこと。</p> <p>(8) (4)により埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。</p> <p>(9) (4)により埋め戻された場所の内部に1以上の観測井を設け、(8)による確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>
7 不溶化	<p>(1) 原位置不溶化</p> <p>ア 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準超過土壌を薬剤の注入その他の基準超過土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して</p>

土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。

ウ イにより性状の変更を行った基準超過土壌のある範囲について、100平方メートルごとに任意の地点において深さ1メートルからアにより把握された基準超過土壌のある深さまでの1メートルごとの土壌を採取し、当該土壌について特定有害物質の量を平成15年環境省告示第18号により測定し、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。

エ イにより性状の変更を行った基準超過土壌のある範囲について、当該土地の区域外への基準超過土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。

オ イにより性状の変更を行った基準超過土壌のある範囲にある地下水の下流側に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。

(2) 不溶化埋め戻し

ア 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

イ アにより把握された基準超過土壌を掘削し、掘削された基準超過土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。

ウ イにより性状の変更を行った土壌について、おおむね100立方メートルごとに5点から採取した土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌について特定有害物質の量を平成15年環境省告示第18号により測定し、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。

	<p>エ ウにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>オ ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側に1以上の観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。</p>
8 舗装	<p>(1) 当該土地のうち基準超過土壌のある範囲を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが3センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであって、容易に取り外すことができないもの（以下「モルタル等」という。））により覆うこと。</p> <p>(2) (1)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
9 立入禁止	<p>(1) 当該土地のうち基準超過土壌のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。</p> <p>(2) 当該土地の区域外への基準超過土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>(3) (1)により設けられた囲いの出入口（出入口がない場合にあつては、囲いの周囲のいずれかの場所）の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。</p>
10 土壌入換え	<p>(1) 区域外土壌入換え</p> <p>ア 当該土地の土壌を掘削し、イにより覆いを設けた</p>

	<p>際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生じないようにすること。</p> <p>イ 当該土地のうち地表から深さ50センチメートルまでに基準超過土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準超過土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。</p> <p>ウ イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 区域内土壌入換え</p> <p>ア 基準超過土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>イ アにより把握された基準超過土壌のある範囲において、アにより把握された基準超過土壌及び地表から当該基準超過土壌のある深さより50センチメートル以上深い深さまでの基準超過土壌以外の土壌を掘削すること。</p> <p>ウ イにより掘削を行った場所にイにより掘削された基準超過土壌を埋め戻すこと。</p> <p>エ ウにより埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、イにより掘削された基準超過土壌以外の土壌により覆うこと。</p> <p>オ エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p>
11 盛土	<p>(1) 当該土地のうち基準超過土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準超過土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル</p>

ル等) により覆うこと。

(2) (1)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

備考 地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水の汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、舗装、立入禁止、土壌入換え又は盛土を行うに当たっては、汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

告示

埼玉県告示第四百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
<p>埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十七号から第三十九号まで、第五十七号、第六十三号から第七十号まで、第七十八号から第八十二号まで、第八十四号、第八十六号、第八十七号、第九十九号、第一百号、第二百十五号、第三百二十二号、第三百三十四号、第三百三十五号、第四百四十四号から第四百四十七号まで、第四百六十五号、第四百六十七号、及び第四百六十八号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取り扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料</p>	<p>埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 埼玉県川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 川合 善明</p>	<p>平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで</p>

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アンモール本庄

埼玉県本庄市東台五丁目八百七十八 十七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）日通不動産株式会社 代表取締役社長 別府正克

東京都千代田区外神田三丁目十二番九号

（変更後）日通不動産株式会社 代表取締役 三井田實

東京都港区東新橋一丁目九番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社赤かんばん 代表取締役 金井俊夫

埼玉県本庄市銀座二丁目二番六号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地六十

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社赤かんばん 代表取締役 金井俊夫

埼玉県本庄市銀座二丁目二番六号

八 変更年月日

平成二十四年五月一日外

二 届出年月日

平成二十五年三月十九日

二 縦覧期間

平成二十五年四月二日から平成二十五年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年四月二日から平成二十五年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アンモール本庄

埼玉県本庄市東台五丁目八百七十八 十七外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一五〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七八台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 八か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十五年十一月二十日

二 届出年月日

平成二十五年三月十九日

二 縦覧期間

平成二十五年四月二日から平成二十五年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年四月二日から平成二十五年八月二日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
飯野ビル（いなげや川越旭町店）
埼玉県川越市旭町二丁目十二番地六
- 二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
イイノ商事株式会社 代表取締役 飯野義久
埼玉県川越市旭町二丁目二番地四
- 三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十一年九月一日

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越旭町ショッピングセンター

埼玉県川越市旭町二丁目十二の十二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）川越旭町ショッピングセンター

（変更後）川越旭町ショッピングセンター

ハ 変更年月日

平成二十一年十一月十八日

ニ 届出年月日

平成二十五年三月十九日

二 縦覧期間

平成二十五年四月二日から平成二十五年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年四月二日から平成二十五年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP川越店

埼玉県川越市大字小室三百八十五 一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）川越小室ショッピングセンター

埼玉県川越市大字小室字亀甲百一番一外

（変更後）生鮮市場TOP川越店

埼玉県川越市大字小室三百八十五 一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号 外未定

（変更後）株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号

株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役 日下孝明

茨城県つくば市西大橋五百九十九 一

ハ 変更年月日

平成二十四年十一月十五日外

二 届出年月日

平成二十五年三月二十一日

二 縦覧期間

平成二十五年四月二日から平成二十五年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年四月二日から平成二十五年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP川越店

埼玉県川越市大字小室三百八十五 一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三五六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四七四台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から翌午前〇時三十分

（変更後）平面駐車場 午前八時三十分から翌午前〇時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から翌午前〇時三十分

隔地駐車場 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十五年十一月二十二日

ニ 届出年月日

平成二十五年三月二十一日

三 縦覧期間

平成二十五年四月二日から平成二十五年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年四月二日から平成二十五年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百四十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市大滝字落合赤岩川原四一五八、字落合槌打畑四一五九、字落合夕ツマ四一六八、五三八二、字落合ナンカヤ四一七五、五三六七、五三六八、字落合ミソツカ四一七六、字落合トチカイ畑四一七七、字落合アマタ岩四一七八、五三六九、字落合土打畑ケ五三九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁並びに秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業柳生地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十五年四月三日から

平成二十五年五月二日まで

二 縦覧場所

加須市役所

告 示

埼玉県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業手子林第三地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十五年四月三日から

平成二十五年五月二日まで

二 縦覧場所

羽生市役所

告 示

埼玉県告示第四百五十一号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

十八年埼玉県告示第八百三号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「年三・一パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。

様式第六号中「第3.1ノ1セント」を「第3.0ノ1セント」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百五十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

社団法人埼玉県物産観光協会

二 指定年月日

平成二十五年三月十九日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年三月二十二日

指令越建セ第二三〇〇五八二号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十八日

越建セ第六六三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字川端六百七十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県蓮田市黒浜千五百二十八番地一 ヴェルドミールAー一〇二号

田原 岳大

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年三月二十七日

指令越建セ第二四〇〇六六一号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十八日

越建セ第六六四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町川端一丁目三百四十五番、三百四十六番一、三百四十七番一、三百四十七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県富士見市水谷東三丁目三十三番十四号

市川 久作

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年四月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年三月二十七日

指令越建セ第二四〇〇四八二号

二 検査済証番号

平成二十五年三月二十八日

越建セ第六六五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田二丁目四十八番二、四十八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目四番十四号

加藤 卯之松

告 示

埼玉県選管告示第二十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十五年四月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十五年四月五日 午後五時三十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員補欠選挙（南第十四区）について

イ その他

雑報

議長選挙

小島信昭議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 細田徳治

副議長選挙

鈴木弘副議長は、三月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 松本恒夫

正 誤

埼玉県告示第三百四十五号（平成二十五年三月二十六日第二千四百七十八号）中

訂正

ページ 行

二 前から二十九～三十

誤

一般県道上笹塚矢口線

正

一般県道上笹塚谷口線